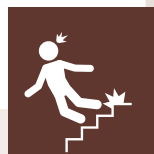


共済あんしん保険



● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

入院・手術給付金等のWeb請求が可能になりました！

①Web請求のご利用対象は共済組合員本人が受取人となる場合の制度です。

手続き可能な給付金は、「入院」「手術」「放射線治療」などに対する給付金となります。
対象外の制度については書面でのお手続きとなります。

②ご利用には団体保険専用ポータルサイト「みんなのMYポータル」への登録が必要です。未登録の方は新規登録をしてください。

「みんなのMYポータル」にログイン→「ご加入者さま」→「各種お手続き」→「入院・手術給付金等請求」をご選択いただき、画面の説明に沿って必要項目をご入力ください。

※「みんなのMYポータル」の登録書類がお手元にはない場合は、団体窓口にお問い合わせください。



ご注意

●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

**新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、
内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。**

申込締切日 | **2025年11月28日(金)** | 責任開始期 (加入日) | **2026年3月1日(日)**

【契約者】 香川縣市町村職員共済組合

【事務取扱】 一般財団法人 香川縣市町村職員互助会

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

共済あんしん保険

年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

配偶者

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

子ども

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★}

[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



万一の備え

共済あんしん保険NEXT

年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



就業不能への備え

就業不能サポート

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)
※共済あんしん保険への加入が必要です。

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。]



病気・ケガへの備え

メディカルケアNEXT

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)
※共済あんしん保険NEXTへの加入が必要です。

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)

22歳6カ月までの方^{注☆}

[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

注★☆は5ページをご確認ください。

はじめに

契約概要

注意喚起情報

共済あんしん保険

共済あんしん保険NEXT

就業不能サポート

メディカルケアNEXT

医療保障保険

三大成人病サポート

退職後継続プラン(新型)

リビングリスク保障プラン

短期休職サポート

長期休職サポート

ご注意いただきたいこと

退職後の取扱いについて

みんなのMYポータルQ&A

お問い合わせ



病気・ケガへの備え



重い病気への備え



万一の備え



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

商品の名称		商品の特長		
医療保障保険		●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)		
三大成人病サポート		●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)		
退職後継続プラン(新型)		●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●退職後も保障を継続できます。 ●余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)		
リビングリスク保障プラン		●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。 ●日常生活における様々なリスクに対応します。		

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
共済組合員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方 ※共済あんしん保険への加入が必要です。	満18歳以上66歳6カ月までの方	22歳6カ月までの方 ^{注☆}
[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	満18歳以上65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	満18歳以上65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
共済組合員で、17歳6カ月を超え80歳6カ月までの方 ^{注●} ※共済あんしん保険への加入が必要です。	満18歳以上66歳6カ月までの方 ^{注●}	22歳6カ月までの方 ^{注★・注●}
[年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。]		

注★☆●は5ページをご確認ください。

はじめに
掲載ページ
契約概要
注意喚起情報
P.45 共済あんしん保険
共済あんしん保険NEXT
就業不能サポート
P.47 メディカルケアNEXT
医療保障保険
三大成人病サポート
P.55 退職後継続プラン(新型)
リビングリスク保障プラン
短期休職サポート
長期休職サポート
P.59 ご注意いただきたいこと
退職後の取扱いについて
みんなのMYポータルQ&A



休職
への備え

短期休職サポート

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】

商品の特長

- 病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- 保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。

ご加入いただける方

本人

共済組合員で、18歳から64歳6カ月までの方

配偶者

（ご加入いただけません）

子ども

（ご加入いただけません）

〔年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。〕

共済組合員で、18歳から64歳6カ月までの方

（ご加入いただけません）

（ご加入いただけません）

〔年齢は2026年3月1日現在の満年齢です。〕



長期休職
への備え

長期休職サポート

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・子どものみの加入はできません。）
 - 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
 - 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
 - 口座振替を利用の組合員は別途月々385円の制度運営費が掛かります。
- ※期間途中で脱退された場合は、配当金はありません。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.10

退職後については、15退職後の取扱いについてを
ご確認ください。

P.85～98

はじめに

掲載
ページ

契約概要

注意喚起情報

P.61

共済あんしん保険

共済あんしん保険NEXT

就業不能サポート

P.63

メディカルケアNEXT

医療保障保険

三大成人病サポート

退職後継続プラン（新型）

リビングリスク保障プラン

短期休職サポート

長期休職サポート

ご注意いただきたいこと

退職後の取扱いについて

みんなのMYポータルQ&A

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- 退職後継続プラン（新型）については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）と保険料

主な保障内容

- 保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

共済あんしん保険	P.15	共済あんしん保険NEXT	P.33	就業不能サポート	P.37
メディカルケアNEXT	P.41	医療保障保険	P.45	三大成人病サポート	P.47
退職後継続プラン（新型）	P.55	リビングリスク保障プラン	P.59	短期休職サポート	P.61
長期休職サポート	P.63				

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。（初回は3月から）
※「共済あんしん保険」の半年払保険料は、夏および冬のボーナスから控除します。（初回は6月分から）

3 配当金

- 配当金の対象となる商品（下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。）

共済あんしん保険	共済あんしん保険NEXT	就業不能サポート	医療保障保険
----------	--------------	----------	--------

共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・医療保障保険・就業不能サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続プラン（新型）については、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

（事務幹事）	明治安田生命保険相互会社	本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
	明治安田損害保険株式会社	本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[共済あんしん保険] [共済あんしん保険NEXT] [医療保障保険] [メディカルケアNEXT] [就業不能サポート] [三大成人病サポート] [退職後継続プラン（新型）]

明治安田生命保険相互会社

[リビングリスク保障プラン] [短期休職サポート] [長期休職サポート]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

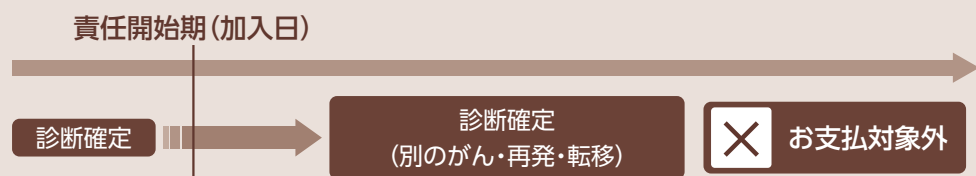


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.66**

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.81

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)・長期休職サポート】

STEP1・2へお進みください。

【短期休職サポート】

STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【リビングリスク保障プラン】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

共済あんしん保険 共済あんしん保険NEXT 退職後継続プラン(新型)	三大成人病サポート ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 メディカルケアNEXT 就業不能サポート 短期休職サポート 長期休職サポート
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	●三大成人病サポートの「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

- <共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)の場合>
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- <三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)の場合>
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

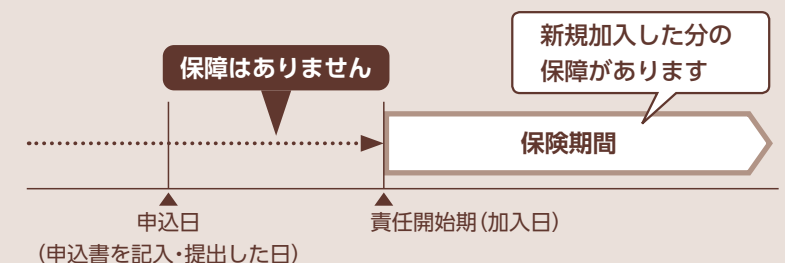
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

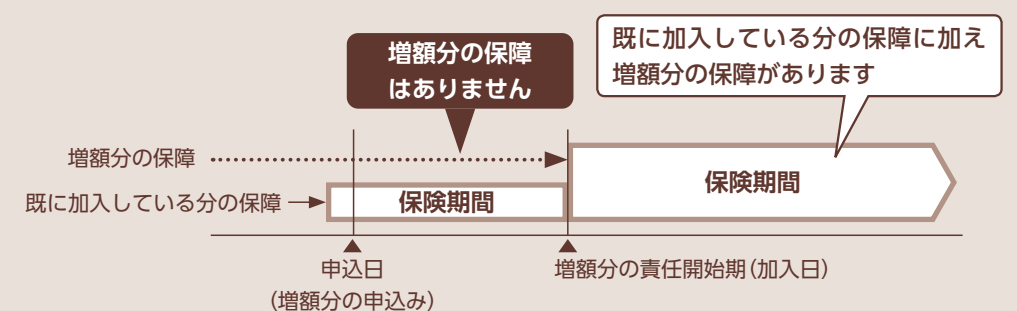
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に参加している保障額を増やしたとき(増額したとき)



- <共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)の場合>
- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.83**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.11**



意向確認
ご加入前
ご確認

共済あんしん保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)
加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
C2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
E1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
E1	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
E2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
F1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
F2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
F2	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
G1	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	41 ～ 45 歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	46 ～ 50 歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
G2	41 ～ 45 歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	46 ～ 50 歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
H1	41 ～ 45 歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	46 ～ 50 歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
H1	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
I1	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	41 ～ 45 歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	46 ～ 50 歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517
	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
K	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
L	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
	61 ～ 65 歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
C	18 ～ 35 歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
D	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
E	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
F	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
F	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
G	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
H	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
I	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
I	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
J	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
M	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
2,000	2,000
1,500	1,500
1,000	1,000
800	800
600	600
400	400
100	100

こども	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400

保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。

保険料

- 保険料 (単位：円)
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,040	1,960	4,650	3,000
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,880	3,320	5,940	5,080
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	5,280	4,000	8,080	6,120

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	7,760	5,880	11,870	9,000
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	11,920	8,320	18,240	12,730
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	18,200	11,080	27,850	16,950
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	28,520	15,080	43,640	23,070
C2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,040	1,960	2,325	1,500
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,880	3,320	2,970	2,540
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	5,280	4,000	4,040	3,060
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	7,760	5,880	5,935	4,500
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	11,920	8,320	9,120	6,365
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	18,200	11,080	13,925	8,475
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	28,520	15,080	21,820	11,535
E1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,280	1,470	4,650	3,000
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,910	2,490	5,940	5,080
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,960	3,000	8,080	6,120
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	5,820	4,410	11,870	9,000
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	8,940	6,240	18,240	12,730
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	13,650	8,310	27,850	16,950
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	21,390	11,310	43,640	23,070
E2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,280	1,470	2,325	1,500
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,910	2,490	2,970	2,540
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,960	3,000	4,040	3,060
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	5,820	4,410	5,935	4,500
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	8,940	6,240	9,120	6,365
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	13,650	8,310	13,925	8,475
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	21,390	11,310	21,820	11,535

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
F1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,900	1,225	4,650	3,000
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,425	2,075	5,940	5,080
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,300	2,500	8,080	6,120
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	4,850	3,675	11,870	9,000
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	7,450	5,200	18,240	12,730
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	11,375	6,925	27,850	16,950
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	17,825	9,425	43,640	23,070
F2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,900	1,225	2,325	1,500
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,425	2,075	2,970	2,540
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,300	2,500	4,040	3,060
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	4,850	3,675	5,935	4,500
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	7,450	5,200	9,120	6,365
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	11,375	6,925	13,925	8,475
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	17,825	9,425	21,820	11,535
G1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,520	980	4,650	3,000
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,940	1,660	5,940	5,080
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,640	2,000	8,080	6,120
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,880	2,940	11,870	9,000
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	5,960	4,160	18,240	12,730
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	9,100	5,540	27,850	16,950
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	14,260	7,540	43,640	23,070
G2	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,520	980	2,325	1,500
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,940	1,660	2,970	2,540
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,640	2,000	4,040	3,060
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,880	2,940	5,935	4,500

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
G2	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	5,960	4,160	9,120	6,365
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	9,100	5,540	13,925	8,475
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	14,260	7,540	21,820	11,535
H1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,140	735	2,325	1,500
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,455	1,245	2,970	2,540
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,980	1,500	4,040	3,060
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,910	2,205	5,935	4,500
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	4,470	3,120	9,120	6,365
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	6,825	4,155	13,925	8,475
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	10,695	5,655	21,820	11,535
I1	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	760	490	2,325	1,500
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	970	830	2,970	2,540
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,320	1,000	4,040	3,060
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,940	1,470	5,935	4,500
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,980	2,080	9,120	6,365
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	4,550	2,770	13,925	8,475
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	7,130	3,770	21,820	11,535
K	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,800	2,450	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	4,850	4,150	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	6,600	5,000	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	9,700	7,350	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	14,900	10,400	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	22,750	13,850	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	35,650	18,850	-	-
L	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,420	2,205	-	-

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
L	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	4,365	3,735	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	5,940	4,500	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	8,730	6,615	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	13,410	9,360	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	20,475	12,465	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	32,085	16,965	-	-
C	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	3,040	1,960	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,880	3,320	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	5,280	4,000	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	7,760	5,880	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	11,920	8,320	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	18,200	11,080	-	-
D	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	28,520	15,080	-	-
	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,660	1,715	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	3,395	2,905	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	4,620	3,500	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	6,790	5,145	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	10,430	7,280	-	-
E	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	15,925	9,695	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	24,955	13,195	-	-
	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	2,280	1,470	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,910	2,490	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,960	3,000	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	5,820	4,410	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	8,940	6,240	-	-

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
E	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	13,650	8,310	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	21,390	11,310	-	-
F	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,900	1,225	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	2,425	2,075	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	3,300	2,500	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	4,850	3,675	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	7,450	5,200	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	11,375	6,925	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	17,825	9,425	-	-
G	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,520	980	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,940	1,660	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,640	2,000	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,880	2,940	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	5,960	4,160	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	9,100	5,540	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	14,260	7,540	-	-
H	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,140	735	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,455	1,245	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,980	1,500	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,910	2,205	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	4,470	3,120	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	6,825	4,155	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	10,695	5,655	-	-
I	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	760	490	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	970	830	-	-

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
I	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,320	1,000	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,940	1,470	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,980	2,080	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	4,550	2,770	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	7,130	3,770	-	-
J	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	380	245	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	485	415	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	660	500	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	970	735	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	1,490	1,040	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	2,275	1,385	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	3,565	1,885	-	-
M	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	76	49	-	-
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	97	83	-	-
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	132	100	-	-
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	194	147	-	-
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	298	208	-	-
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	455	277	-	-
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	713	377	-	-

配偶者			
申込 金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)	
		男性	女性
2,000	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,520	980
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,940	1,660
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	2,640	2,000
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	3,880	2,940

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
2,000	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	5,960	4,160
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	9,100	5,540
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	14,260	7,540
1,500	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	1,140	735
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	1,455	1,245
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,980	1,500
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	2,910	2,205
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	4,470	3,120
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	6,825	4,155
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	10,695	5,655
1,000	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	760	490
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	970	830
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,320	1,000
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,940	1,470
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,980	2,080
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	4,550	2,770
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	7,130	3,770
800	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	608	392
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	776	664
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	1,056	800
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,552	1,176
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	2,384	1,664
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	3,640	2,216
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	5,704	3,016
600	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	456	294

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
600	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	582	498
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	792	600
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	1,164	882
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	1,788	1,248
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	2,730	1,662
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	4,278	2,262
400	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	304	196
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	388	332
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	528	400
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	776	588
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	1,192	832
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	1,820	1,108
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	2,852	1,508
100	18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	76	49
	36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	97	83
	41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	132	100
	46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	194	147
	51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	298	208
	56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	455	277
	61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	713	377

子ども		
申込金額(万円)	月払保険料(円)	
400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2003.9.2～2023.9.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載以外の年齢に該当される方の保険料は、引受会社までお問い合わせください。

既加入者専用コース 保障内容・保険料

このページについては現在ご加入いただいている方で健康状態がP.10～11の告知内容に該当されない方のためのコースです。新規加入、コース変更による取扱いはいたしません。

加入対象者 **本人** 死亡・高度障害のとき

年齢【保険年齢】 (生年月日)	申込 コース	年金 受取 期間	年金月額	月額給付 年金原資 【死亡・高度障害 保険金】	ボーナス 給付額	ボーナス給付 年金原資 【死亡・高度障害 保険金】	合 計 年金原資 【死亡・高度障害 保険金】	保険料 男性 (円)		保険料 女性 (円)	
		(年)	(約 万円)	(万円)	(約 万円)	(万円)	(万円)	月払	半年払	月払	半年払
18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	X1	25	7.9	2,135	18.7	842	2,977	1,623	3,915	1,046	2,526
	A1	25	4.3	1,180	16.2	729	1,909	897	3,390	578	2,187
36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	X1	25	7.9	2,135	19.2	865	3,000	2,071	5,138	1,772	4,394
	A1	25	4.3	1,180	16.2	729	1,909	1,145	4,330	979	3,703
41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	X1	20	8.1	1,800	20.2	747	2,547	2,376	6,036	1,800	4,572
	A1	20	5.2	1,154	16.8	621	1,775	1,523	5,018	1,154	3,801
46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	X1	15	8.8	1,500	20.7	588	2,088	2,910	6,980	2,205	5,292
	A1	15	5.2	883	17.6	499	1,382	1,713	5,923	1,298	4,491
51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	X1	10	9.0	1,050	25.9	501	1,551	3,129	9,138	2,184	6,378
	A1	10	5.7	671	23.0	445	1,116	2,000	8,117	1,396	5,665
56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	X1	5	9.7	580	26.2	260	840	2,639	7,241	1,607	4,407
	A1	5	6.1	368	24.5	243	611	1,674	6,768	1,019	4,119
18～35歳 (1990.9.2～2008.9.1)	B	20	3.3	748	-		748	568	-	367	-
36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	B	20	3.3	748			748	726		621	
41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	B	15	3.4	589			589	777		589	
46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	B	10	3.7	433			433	840		637	
51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	B	7	4.0	337			337	1,004		701	
56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	B	一時金 200万円						910		554	

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈ご注意〉

増加年金の表示についてのお知らせ

増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。

なお決算の状況によっては増加年金は0となることもありえます。

- 上記コースは本人のみです。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- この保険は主契約（新・団体定期保険）に特約（年金払特約、半年払保険料併用特約、こども特約）をセットしたものです。
- ボーナス給付のみの加入はできません。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ボーナス給付については、死亡・高度障害保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



意向確認
ご加入前
のご確認

共済あんしん保険NEXTは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)
加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人											
申込 金額(万円)	死亡・高度障害・ 障害状態 (障害年金1級) のとき 【死亡・高度障 害・障害保険金】 (年金原資) (万円)	障害年金 1級、2級 のとき 【障害初期 給付金】 (万円)	性別	月払保険料(円)							
				年齢【保険年齢】(生年月日)							
				18～35歳 (1990.9.2 } 2008.9.1)	36～40歳 (1985.9.2 } 1990.9.1)	41～45歳 (1980.9.2 } 1985.9.1)	46～50歳 (1975.9.2 } 1980.9.1)	51～55歳 (1970.9.2 } 1975.9.1)	56～60歳 (1965.9.2 } 1970.9.1)	61～64歳 (1961.9.2 } 1965.9.1)	65歳 (1960.9.2 } 1961.9.1)
4,000	4,000	400.0	男性	3,600	4,680	6,200	8,880	13,480	20,440	31,080	28,640
			女性	2,600	4,160	4,840	6,800	9,520	12,640	16,880	15,200
3,500	3,500	350.0	男性	3,150	4,095	5,425	7,770	11,795	17,885	27,195	25,060
			女性	2,275	3,640	4,235	5,950	8,330	11,060	14,770	13,300
3,000	3,000	300.0	男性	2,700	3,510	4,650	6,660	10,110	15,330	23,310	21,480
			女性	1,950	3,120	3,630	5,100	7,140	9,480	12,660	11,400
2,500	2,500	250.0	男性	2,250	2,925	3,875	5,550	8,425	12,775	19,425	17,900
			女性	1,625	2,600	3,025	4,250	5,950	7,900	10,550	9,500
2,000	2,000	200.0	男性	1,800	2,340	3,100	4,440	6,740	10,220	15,540	14,320
			女性	1,300	2,080	2,420	3,400	4,760	6,320	8,440	7,600
1,500	1,500	150.0	男性	1,350	1,755	2,325	3,330	5,055	7,665	11,655	10,740
			女性	975	1,560	1,815	2,550	3,570	4,740	6,330	5,700
1,000	1,000	100.0	男性	900	1,170	1,550	2,220	3,370	5,110	7,770	7,160
			女性	650	1,040	1,210	1,700	2,380	3,160	4,220	3,800
750	750	75.0	男性	676	878	1,163	1,666	2,528	3,833	5,828	5,370
			女性	488	780	908	1,275	1,786	2,370	3,165	2,850
500	500	50.0	男性	450	585	775	1,110	1,685	2,555	3,885	3,580
			女性	325	520	605	850	1,190	1,580	2,110	1,900
250	250	25.0	男性	226	293	388	556	843	1,278	1,943	1,790
			女性	163	260	303	425	596	790	1,055	950
100	100	10.0	男性	90	117	155	222	337	511	777	716
			女性	65	104	121	170	238	316	422	380

●年金受取の場合

本人				
申込金額 (万円)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
4,000	4,000	30	12.6	4,560
3,500	3,500	30	11.0	3,990
3,000	3,000	25	11.1	3,337
2,500	2,500	20	11.3	2,715
2,000	2,000	15	11.7	2,121
1,500	1,500	10	12.9	1,552

本人				
申込金額 (万円)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害 ・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
1,000	1,000	5	16.8	1,010
750	750	5	12.6	757
500	500	5	8.4	505
250	250	5	4.2	252
100	100	3	2.7	100

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



ご注意

- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者									
申込 金額(万円)	死亡・高度障害の とき 【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払保険料(円)						
			年齢【保険年齢】(生年月日)						
			18～35歳 (1990.9.2 ～ 2008.9.1)	36～40歳 (1985.9.2 ～ 1990.9.1)	41～45歳 (1980.9.2 ～ 1985.9.1)	46～50歳 (1975.9.2 ～ 1980.9.1)	51～55歳 (1970.9.2 ～ 1975.9.1)	56～60歳 (1965.9.2 ～ 1970.9.1)	61～65歳 (1960.9.2 ～ 1965.9.1)
1,000	1,000	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160
		女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800
600	600	男性	474	600	810	1,182	1,806	2,748	4,296
		女性	312	516	618	900	1,266	1,680	2,280
200	200	男性	158	200	270	394	602	916	1,432
		女性	104	172	206	300	422	560	760
100	100	男性	79	100	135	197	301	458	716
		女性	52	86	103	150	211	280	380

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

- 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.66

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。

P.67

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。

P.85～98



保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約】

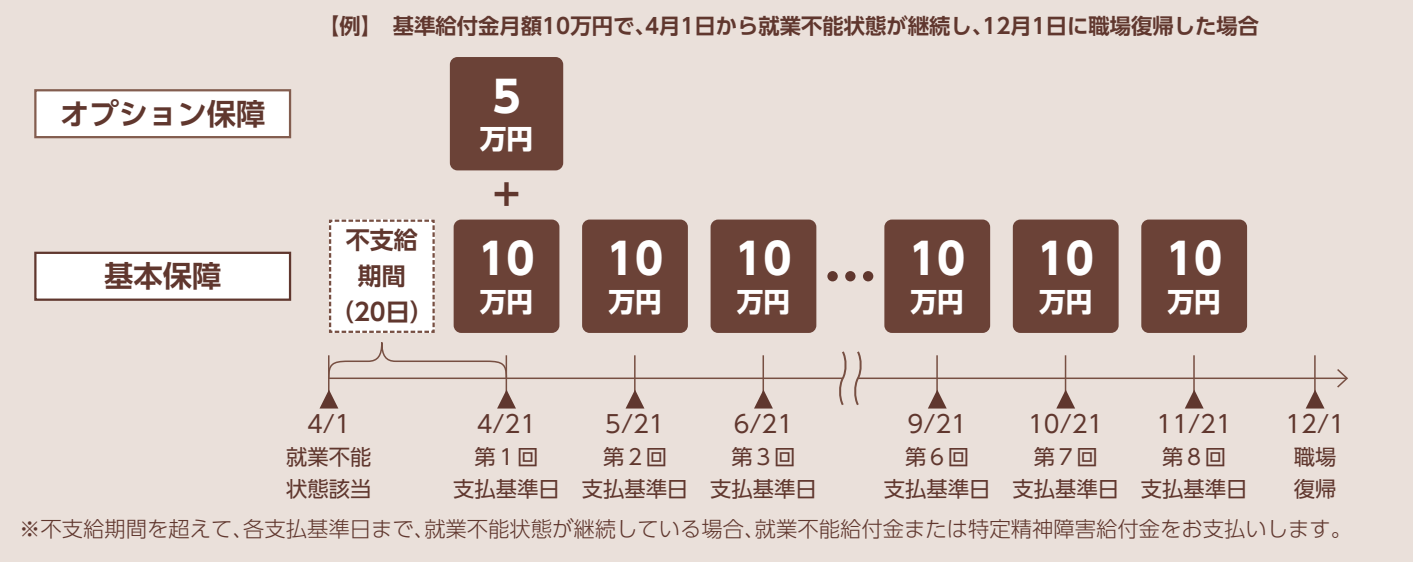
保障内容		10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回)	基準給付金 月額 10万円	基準給付金 月額 5万円
	<主契約> [就業不能給付金]		
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回)		
<特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]			
オプション保障	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき	5万円	2.5万円
	<初期支援給付特約> [初期支援給付金]		

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認
ご加入前
ご確認

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ



給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.74**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.77**

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

- 月額保険料（単位：円）
- <基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約>
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性				
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
18～19歳 (2006.9.2～2008.9.1)	1,010	175	505	88
20～24歳 (2001.9.2～2006.9.1)	1,050	170	525	85
25～29歳 (1996.9.2～2001.9.1)	1,040	170	520	85
30～34歳 (1991.9.2～1996.9.1)	1,170	190	585	95
35～39歳 (1986.9.2～1991.9.1)	1,280	200	640	100
40～44歳 (1981.9.2～1986.9.1)	1,360	210	680	105
45～49歳 (1976.9.2～1981.9.1)	1,620	240	810	120
50～54歳 (1971.9.2～1976.9.1)	2,080	310	1,040	155
55～59歳 (1966.9.2～1971.9.1)	2,890	435	1,445	218
60～64歳 (1961.9.2～1966.9.1)	4,220	750	2,110	375
65歳 (1960.9.2～1961.9.1)	5,180	1,020	2,590	510

女 性				
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
18～19歳 (2006.9.2～2008.9.1)	1,140	245	570	123
20～24歳 (2001.9.2～2006.9.1)	1,080	215	540	108
25～29歳 (1996.9.2～2001.9.1)	1,300	245	650	123
30～34歳 (1991.9.2～1996.9.1)	1,480	265	740	133
35～39歳 (1986.9.2～1991.9.1)	1,510	260	755	130
40～44歳 (1981.9.2～1986.9.1)	1,700	265	850	133
45～49歳 (1976.9.2～1981.9.1)	2,020	300	1,010	150
50～54歳 (1971.9.2～1976.9.1)	2,230	340	1,115	170
55～59歳 (1966.9.2～1971.9.1)	2,580	385	1,290	193
60～64歳 (1961.9.2～1966.9.1)	3,510	585	1,755	293
65歳 (1960.9.2～1961.9.1)	3,830	685	1,915	343

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

退職後の取扱いはございません。



保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども
		5万円	2.5万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
	<治療支援給付特約> [入院支援給付金]		
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上)	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
	<治療支援給付特約> [外来手術給付金]		
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
	<治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]		
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象)	先進医療の技術にかかわる費用と同額	
	<先進医療給付特約> [先進医療給付金]		

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.71**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.73**

加入取扱いに関するご注意



ご注意

- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18～20歳 (2005.9.2～2008.9.1)	512	290	411	240
21～25歳 (2000.9.2～2005.9.1)	445	256	585	327
26～30歳 (1995.9.2～2000.9.1)	454	261	802	435
31～35歳 (1990.9.2～1995.9.1)	488	278	898	483
36～40歳 (1985.9.2～1990.9.1)	594	332	884	476
41～45歳 (1980.9.2～1985.9.1)	729	399	860	464
46～50歳 (1975.9.2～1980.9.1)	942	505	942	505
51～55歳 (1970.9.2～1975.9.1)	1,217	642	1,062	565
56～60歳 (1965.9.2～1970.9.1)	1,656	863	1,246	657
61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	2,231	1,149	1,545	807

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～22歳 (2003.9.2以降に生まれた方)	343	

お支払いイメージ

■支援給付金額5万円の場合

入院・治療の種類に応じた支払を行ないます

		支払事由	支払イメージ	通算限度
治療支援 給付特約 (支援給付金額 5万円の場合)	入院支援 給付金	1日以上 入院をしたとき	1入院につき5回を限度 5万円…5万円…5万円…5万円…5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目	36回
	外来手術 給付金	入院を伴わない 手術を 受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円……………➡	無制限
	外来放射線 治療 給付金	入院を伴わない 放射線治療を 受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円……………➡	無制限
先進医療 給付特約	先進医療 給付金	先進医療 による療養を 受けたとき	先進医療の技術に 係る費用と同額	2,000 万円

※各給付金のお支払いに関するご注意はP71～73をご確認ください。
※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。 P.85～98



病気・ケガ
への備え

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども	
	10,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき	日額 10,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
[入院給付金]			

●給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.70**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.71**

意向確認

ご加入前
のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	10,000円	5,000円	3,000円
18～19歳 (2006.9.2～2008.9.1)	2,030	1,015	609
20～24歳 (2001.9.2～2006.9.1)	2,590	1,295	777
25～29歳 (1996.9.2～2001.9.1)	2,980	1,490	894
30～34歳 (1991.9.2～1996.9.1)	3,130	1,565	939
35～39歳 (1986.9.2～1991.9.1)	3,120	1,560	936
40～44歳 (1981.9.2～1986.9.1)	3,430	1,715	1,029
45～49歳 (1976.9.2～1981.9.1)	3,930	1,965	1,179
50～54歳 (1971.9.2～1976.9.1)	4,990	2,495	1,497
55～59歳 (1966.9.2～1971.9.1)	6,390	3,195	1,917
60～64歳 (1961.9.2～1966.9.1)	8,650	4,325	2,595
65～66歳 (1959.9.2～1961.9.1)	12,390	6,195	3,717

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2003.9.2以降に生まれた方)	1,095	657

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。 **P.85～98**



重い病気
への備え

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 保険金は年金で受け取ることもできます。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者			
		200万円	300万円	400万円	500万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	200万円	300万円	400万円	500万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）				
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき				
	〔死亡・高度障害保険金〕（※1）				
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	100万円	150万円	200万円	250万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）				
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	20万円	30万円	40万円	50万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）				



ご注意

（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

意向確認

ご加入前
のご確認

三大成人病サポートは、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			▶ 500万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	▶ 800万円
	急性心筋梗塞	●	●		▶ 750万円
	脳卒中	●	●		
	重度の糖尿病		●		▶ 250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
上皮内新生物				●	▶ 50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
7大疾病保険金 ^{※13}	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
	がん・上皮内新生物 保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.65**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.83**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.77**

保険料

●月額保険料（単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額200万円・300万円・400万円・500万円＞

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	200万円			300万円			400万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	400万円	200万円	40万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳 (2005.9.2～ 2008.9.1)	296	130	26	444	195	39	592	260	52	740	325	65
21～25歳 (2000.9.2～ 2005.9.1)	398	140	26	597	210	39	796	280	52	995	350	65
26～30歳 (1995.9.2～ 2000.9.1)	408	160	28	612	240	42	816	320	56	1,020	400	70
31～35歳 (1990.9.2～ 1995.9.1)	506	210	32	759	315	48	1,012	420	64	1,265	525	80
36～40歳 (1985.9.2～ 1990.9.1)	688	270	40	1,032	405	60	1,376	540	80	1,720	675	100
41～45歳 (1980.9.2～ 1985.9.1)	956	390	60	1,434	585	90	1,912	780	120	2,390	975	150
46～50歳 (1975.9.2～ 1980.9.1)	1,602	680	94	2,403	1,020	141	3,204	1,360	188	4,005	1,700	235
51～55歳 (1970.9.2～ 1975.9.1)	2,664	1,080	144	3,996	1,620	216	5,328	2,160	288	6,660	2,700	360
56～60歳 (1965.9.2～ 1970.9.1)	4,176	1,840	248	6,264	2,760	372	8,352	3,680	496	10,440	4,600	620
61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	6,514	2,930	454	9,771	4,395	681	13,028	5,860	908	16,285	7,325	1,135

女性												
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者											
	200万円			300万円			400万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	400万円	200万円	40万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳 (2005.9.2～ 2008.9.1)	246	130	30	369	195	45	492	260	60	615	325	75
21～25歳 (2000.9.2～ 2005.9.1)	296	150	50	444	225	75	592	300	100	740	375	125
26～30歳 (1995.9.2～ 2000.9.1)	378	200	64	567	300	96	756	400	128	945	500	160
31～35歳 (1990.9.2～ 1995.9.1)	542	290	90	813	435	135	1,084	580	180	1,355	725	225
36～40歳 (1985.9.2～ 1990.9.1)	800	440	122	1,200	660	183	1,600	880	244	2,000	1,100	305
41～45歳 (1980.9.2～ 1985.9.1)	1,172	730	160	1,758	1,095	240	2,344	1,460	320	2,930	1,825	400
46～50歳 (1975.9.2～ 1980.9.1)	1,480	950	200	2,220	1,425	300	2,960	1,900	400	3,700	2,375	500
51～55歳 (1970.9.2～ 1975.9.1)	1,938	1,210	206	2,907	1,815	309	3,876	2,420	412	4,845	3,025	515
56～60歳 (1965.9.2～ 1970.9.1)	2,390	1,610	238	3,585	2,415	357	4,780	3,220	476	5,975	4,025	595
61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	3,396	1,910	322	5,094	2,865	483	6,792	3,820	644	8,490	4,775	805

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●年金での受取り方について

1. 年金の種類と型

●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い

●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金

●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。

P.85～98

保険期間 2026年3月1日(日)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者

本人

配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

● 保険年齢70歳までの保障が準備できます。^(注)

● 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

● ご加入から70歳まで保険料率が一律です。

保障内容	本 人・配偶者
	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	300万円
[死亡・高度障害保険金]	

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.77

約款規定については、参照ページをご確認ください。

P.83

保険料

- 月額保険料 (単位：円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円>
- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年 齢 【保険年齢】 (生年月日)	男 性	女 性
	本 人・配偶者	本 人・配偶者
	300万円	300万円
18歳(2007.9.2～2008.9.1)	1,086	702
19歳(2006.9.2～2007.9.1)	1,104	714
20歳(2005.9.2～2006.9.1)	1,125	723
21歳(2004.9.2～2005.9.1)	1,143	735
22歳(2003.9.2～2004.9.1)	1,164	747
23歳(2002.9.2～2003.9.1)	1,188	759
24歳(2001.9.2～2002.9.1)	1,212	771
25歳(2000.9.2～2001.9.1)	1,233	783
26歳(1999.9.2～2000.9.1)	1,257	798
27歳(1998.9.2～1999.9.1)	1,284	813
28歳(1997.9.2～1998.9.1)	1,314	828
29歳(1996.9.2～1997.9.1)	1,338	843
30歳(1995.9.2～1996.9.1)	1,371	861
31歳(1994.9.2～1995.9.1)	1,404	873
32歳(1993.9.2～1994.9.1)	1,434	891
33歳(1992.9.2～1993.9.1)	1,470	909
34歳(1991.9.2～1992.9.1)	1,506	930
35歳(1990.9.2～1991.9.1)	1,545	948
36歳(1989.9.2～1990.9.1)	1,587	966
37歳(1988.9.2～1989.9.1)	1,626	987
38歳(1987.9.2～1988.9.1)	1,674	1,008
39歳(1986.9.2～1987.9.1)	1,716	1,032
40歳(1985.9.2～1986.9.1)	1,767	1,050
41歳(1984.9.2～1985.9.1)	1,818	1,074
42歳(1983.9.2～1984.9.1)	1,869	1,101
43歳(1982.9.2～1983.9.1)	1,926	1,128
44歳(1981.9.2～1982.9.1)	1,986	1,152
45歳(1980.9.2～1981.9.1)	2,046	1,179
46歳(1979.9.2～1980.9.1)	2,115	1,209
47歳(1978.9.2～1979.9.1)	2,181	1,239
48歳(1977.9.2～1978.9.1)	2,253	1,269
49歳(1976.9.2～1977.9.1)	2,328	1,302

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本人・配偶者	本人・配偶者
	300万円	300万円
50歳(1975.9.2～1976.9.1)	2,406	1,329
51歳(1974.9.2～1975.9.1)	2,484	1,359
52歳(1973.9.2～1974.9.1)	2,562	1,389
53歳(1972.9.2～1973.9.1)	2,643	1,416
54歳(1971.9.2～1972.9.1)	2,730	1,446
55歳(1970.9.2～1971.9.1)	2,823	1,479
56歳(1969.9.2～1970.9.1)	2,919	1,509
57歳(1968.9.2～1969.9.1)	3,024	1,545
58歳(1967.9.2～1968.9.1)	3,132	1,584
59歳(1966.9.2～1967.9.1)	3,246	1,620
60歳(1965.9.2～1966.9.1)	3,360	1,656
61歳(1964.9.2～1965.9.1)	3,486	1,695
62歳(1963.9.2～1964.9.1)	3,615	1,737
63歳(1962.9.2～1963.9.1)	3,750	1,779
64歳(1961.9.2～1962.9.1)	3,888	1,824
65歳(1960.9.2～1961.9.1)	4,029	1,872

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

●年金での受取り方について

1. 年金の種類と型

●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い

●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5. 年金払の対象となる保険金

●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。

P.85～98



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

意向確認
ご加入前
のご確認

リビングリスク保障プランは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人		配偶者	こども
		5コース	8コース	6コース	7コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 3,000円	日額 6,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1.5または 3万円	3または 6万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円
	他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 (注▲)	10,000万円 (注▲)	—	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]		30万円 (注▲)	30万円 (注▲)	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]		10万円	10万円	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]		150万円	150万円	150万円	150万円
月 額 保 険 料		810	1,450	740	740

(注▲) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.67**

退職後については、15退職後の取扱いについてをご確認ください。 **P.85～98**



休職への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

短期休職サポートは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)

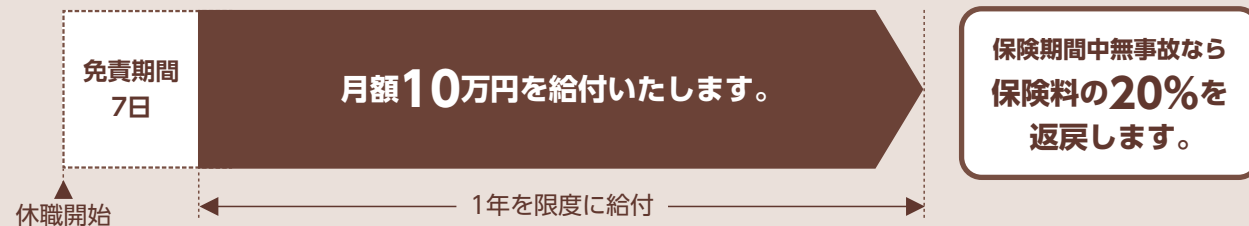
加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業不能が免責期間を超えて継続したとき、
補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで休職となった場合



●月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 10万円 2コース
18～19歳 (2006.3.2～2008.3.1)	7日	1年	480
20～24歳 (2001.3.2～2006.3.1)			710
25～29歳 (1996.3.2～2001.3.1)			800
30～34歳 (1991.3.2～1996.3.1)			980
35～39歳 (1986.3.2～1991.3.1)			1,230
40～44歳 (1981.3.2～1986.3.1)			1,550
45～49歳 (1976.3.2～1981.3.1)			1,830
50～54歳 (1971.3.2～1976.3.1)			2,120
55～59歳 (1966.3.2～1971.3.1)			2,270
60～64歳 (1961.9.2～1966.3.1)			2,380

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.78**

退職後の取扱いはございません。



長期休職
への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

長期休職サポートは、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業障害となっ
たときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情
報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっ
ているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)
加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、
保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いし
ます。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

休職中の不安を
長期間サポート

本制度からの給付

免責期間
372日

月額最高**10万円**を給付いたします。

休職開始

最長65歳まで給付*

*55～64歳の方は3年が限度です。

*所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 3コース	保険金月額 10万円 3コース
18～24歳 (2001.3.2～2008.3.1)	372日	65歳	828	563
25～29歳 (1996.3.2～2001.3.1)			863	725
30～34歳 (1991.3.2～1996.3.1)			938	984
35～39歳 (1986.3.2～1991.3.1)			1,156	1,445
40～44歳 (1981.3.2～1986.3.1)			1,754	2,338
45～49歳 (1976.3.2～1981.3.1)			2,580	3,392
50～54歳 (1971.3.2～1976.3.1)	3年		3,710	4,547
55～59歳 (1966.3.2～1971.3.1)			2,404	2,538
60～64歳 (1961.9.2～1966.3.1)			4,156	3,888

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.79

退職後の取扱いはございません。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の
お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	65
保険金・給付金をお支払いできない場合について	66
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	66
共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT	66
リビングリスク保障プラン	67
医療保障保険	70
メディカルケアNEXT	71
就業不能サポート	74
三大成人病サポート	77
退職後継続プラン(新型)	77
短期休職サポート	78
長期休職サポート	79
その他	81

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

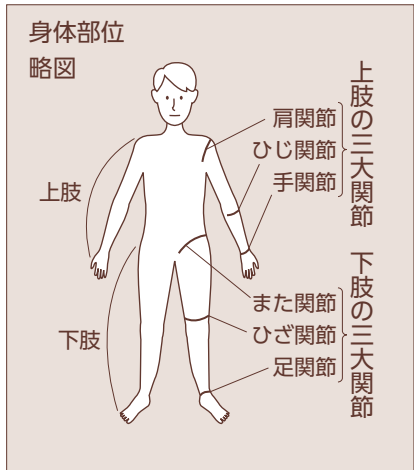
- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・リビングリスク保障プラン・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)・短期休職サポート・長期休職サポート

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注短期休職サポート・長期休職サポートを除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金 (共済あんしん保険NEXTのみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金 (共済あんしん保険NEXTのみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、高齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座していることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級（「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。）

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

リビングリスク保障プラン

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ＊ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額

通院保険金	傷害により、通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額（☆）を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 （乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度） （★）
賠償責任保険金 （◎）	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 （1事故について賠償責任保険金額が限度） （★） ＊国内示談交渉サービス付（○）
レンタル用品賠償責任保険金 （◎）	日本国内でレンタル業者より賃借（期間6カ月以内）したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額（損害物の時価額（☆）限度）から3,000円または損害賠償金の20％の額のうち高い方を差し引いた額 （保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度） （★）
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス＊をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 ＊入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20％の額のうち高い方を差し引いた額 （保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度） （★）
救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な搜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●搜索救助費用 ●現地への交通費（2名分限度） ●現地宿泊料（2名分かつ1人14日分限度） ●現地からの移送費 ●諸雑費（20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで） （保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度） （★）

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。
- 医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
①長管骨（注3）または脊柱
②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
③肋（ろっ）骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- （注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bブレース（下腿（たい）骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
- （注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
- （注3）上肢の上腕骨、橈（とう）骨および尺骨ならびに下肢の大腿（たい）骨、脛（けい）骨および腓（ひ）骨をいいます。
- （注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。

- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合	
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
	●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
	・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)	
	・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
	・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
入院保険金 手術保険金 通院保険金	・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの	
	●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故	
	●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故	
携行品損害保険金	●妊娠・出産・早産・流産による傷害	
	●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害	
	●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害	
	●自殺行為・闘争行為による傷害	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●置き忘れまたは紛失	
	●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害	
	●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷	
	●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い	
レンタル用品賠償責任 保険金	●自殺行為・闘争行為による損害	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者の故意による事故	
	●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任	
	●同居の親族に対する賠償責任	
キャンセル費用保険金	●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故	
	●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者の故意による事故	
	●職務の用に供されている間の損壊・盗取	
キャンセル費用保険金	●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など	
	●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取	
	●レンタル用品の置き忘れ、紛失	
	●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具	
	●自殺行為・闘争行為による事故	
キャンセル費用保険金	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●予約日や提供日が明確でないサービス	
	●職務遂行に係るサービス	
	●妊娠・出産・早産・流産による入院	
キャンセル費用保険金	●自殺行為・闘争行為による事故	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●予約日や提供日が明確でないサービス	
	●職務遂行に係るサービス	
キャンセル費用保険金	●妊娠・出産・早産・流産による入院	
	●自殺行為・闘争行為による事故	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●予約日や提供日が明確でないサービス	
キャンセル費用保険金	●職務遂行に係るサービス	
	●妊娠・出産・早産・流産による入院	
	●自殺行為・闘争行為による事故	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	

救護者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの	
	●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故	
	●妊娠・出産・早産・流産による事故	
	●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故	
救護者費用等保険金	●自殺行為・闘争行為による事故	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	
	●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの	
	●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故	
救護者費用等保険金	●妊娠・出産・早産・流産による事故	
	●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故	
	●自殺行為・闘争行為による事故	
	●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	
	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故	

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。

- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。

- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

- ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合	
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失	
	●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存	
	●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故	
	●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故	
	●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)	

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

メディカルケアNEXT

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。
- 【入院支援給付金について】
 - 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
 - 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
 - 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
 - 入院支援給付金が増加することとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
 - 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
 - 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／ 2 … 上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／ 3 … 悪性、原発部位
／ 6 … 悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9 … 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成
(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	＜第1回＞ 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	＜第1回＞ 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき ＜第2回以降＞ 被保険者の保険期間満了時まで到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時まで第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時まで第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

- (注1)「不支給期間」とは
「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回支払基準日
第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

- (注2)病院、診療所
「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

- (注3)入院
「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

- (注4)治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

- (注5)自宅療養
「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

※注意ください

対象となる特定精神障害の分類コード

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 09(ただし、F 00、F 01、F 02および F 03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－F 29
気分[感情]障害	F 30－F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F 60－F 69
心理的発達の障害	F 80－F 89(ただし、F 80、F 81、F 82および F 83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90－F 98(ただし、F 93、F 94および F 98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること
- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。
 - ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
 - ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

- 初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。
 - ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
 - ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

<給付金のお支払いに関するご注意>

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
 - ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩顎(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

- (注1)精神障害
「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(*1)

分 類 項 目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00－F 09(ただし、F 00、F 01、F 02および F 03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F 10－F 19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20－F 29
気分[感情]障害	F 30－F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40－F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50－F 59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F 60－F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70－F 79
心理的発達の障害	F 80－F 89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90－F 98
詳細不明の精神障害	F 99

- (*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。
- (*2)薬物依存に該当するものを除きます。

- (注2)薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

- (注3)妊娠、出産
「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4) 下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分 類 目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全, 器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児＜児童＞期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児＜児童＞期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

三大成人病サポート

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続プラン(新型)

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
---------	---

- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。

短期休職サポート

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
- (ロ)(イ)以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得注額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

注)所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。
注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛みという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。また、治療中以外の期間についても対象にならない場合があります。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業不能状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

長期休職サポート

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の実業障害が、免責期間を超えて継続したとき(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(373日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得注額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

注所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後

- に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
- 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
注したがつて、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の実業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00～F09、F20～F99
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

メディカルケアNEXT・就業不能サポート

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族

5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限りま

す。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

＊保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

＊保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族

＊代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

事故が発生したときは、事故の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【長期休職サポート】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

【短期休職サポート】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

短期休職サポート・長期休職サポート

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするをを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

約款規定について

三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

- 【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・退職後継続プラン(新型)

- 【ご照会・ご相談窓口】
 - 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
 - この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
 - なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

- 【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。
- 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120-255-400(フリーダイヤル(無料))
受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

- 【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022808(ナビダイヤル(有料))
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。
- 【リビングリスク保障プラン】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。
- 【短期休職サポート・長期休職サポート】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について　～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・メディカルケアNEXT

- 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
- また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。
- 【登録事項】　(1)被保険者の氏名、生年月日および性別　　(2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
　　　　　　　(3)治療給付率　　(4)入院給付金日額または基準給付金額
　　　　　　　(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
　　　　　　　(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。)　　(7)契約日
- ※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

リビングリスク保障プラン・短期休職サポート・長期休職サポート

有限会社香川共済サービス	電話番号：087-851-6650
明治安田生命保険相互会社	電話番号：087-821-6811

退職後の取扱いについて

退職後は、新規加入・増額をすることはできません。

制度名称	用途	現職制度	退職後制度	
		支払事由	【団体扱い】※	【個人扱い】 ^(注)
共 済 あ ん し ん 保 険	死亡・高度障害の場合	○死亡・高度障害	継続最高(可能)年齢80歳、満了時年齢81歳 ^{※1}	●リレー定期 継続最高(可能)年齢79歳 (保険期間：80歳満期) ^{※2} ●一時払退職者傷害保険 (保険期間：10年) 退職後制度(個人扱い)についての詳細は別途配布されるパンフレットをご参照ください。
共 済 あ ん し ん 保 険 N E X T	死亡・高度障害・障害年金1・2級の場合	○死亡・高度障害 ○障害年金1・2級	継続最高(可能)年齢80歳、満了時年齢81歳 ^{※1} ※障害保険金・障害初期給付金は64歳までが保障の対象です。	—
メ ディ カ ル ケ ア N E X T	先進医療などに備えて	○先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合を保障します。 ※対象となる先進医療については、P71～73の「給付金に関するご注意」をご確認ください。	継続最高(可能)年齢79歳、満了時年齢80歳 ^{※1}	—
医 療 保 障 保 険	入院等に備えて	○病気・ケガによる入院 (継続して2日以上入院)	継続最高(可能)年齢69歳、満了時年齢70歳 ^{※1}	—
三 大 成 人 病 サ ポ ー ト	特定疾病など重病に備えて	○特定疾病(主契約) (悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中) ○7大疾病 (悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変) ○悪性新生物(がん)・上皮内新生物	継続最高(可能)年齢70歳、満了時年齢71歳 ^{※1}	—
退 職 後 継 続 プ ラ ン (新 型)	死亡・高度障害の場合	○死亡・高度障害	継続最高(可能)年齢69歳、満了時年齢70歳 ^{※2}	—
リ ビ ン グ リ ス ク 保 障 プ ラ ン	日々のリスクに備えて	○傷害による入院・通院・手術保険金 ○賠償責任保険金 ○携行品損害保険金 ○レンタル用品賠償責任保険金 ○キャンセル費用保険金 ○救援者費用等保険金	継続最高(可能)年齢80歳、満了時年齢81歳 ^{※1}	—
就 業 不 能 サ ポ ー ト	20日を超える休職に備えて	○万一、病気やケガで休職した場合	—	—
短 期 休 職 サ ポ ー ト	短期休職に備えて	○万一、病気やケガで休職した場合	—	—
長 期 休 職 サ ポ ー ト	長期休職に備えて	○万一、病気やケガで休職した場合	—	—

※共済組合(団体)扱いで継続加入される場合は、「共済あんしん保険」もしくは、「共済あんしん保険NEXT」が加入要件となります。
共済組合(団体)扱いで継続加入される場合は、別途月々385円の制度運営費が掛かります。
共済組合(団体)扱いで継続加入される場合のご退職後の共済あんしん保険の継続可能コースは死亡・高度障害保険金額1,500万円以下のコース(Hコース、Iコース、Jコース、MコースまたはI1コース)となります。
退職された後にむかえる10月下旬～11月中旬にかけて移行手続きの案内をいたします。共済あんしん保険の退職後制度は団体扱いか個人扱いをご選択いただけます。
(注)記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
【保険期間満了日について】
※1 共済あんしん保険、共済あんしん保険NEXT、メディカルケアNEXT、医療保障保険、三大成人病サポート、リビングリスク保障プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
※2 退職後継続プラン(新型)、リレー定期の個人扱の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)を迎えられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

61歳から80歳までの保険料(退職後継続制度の保険料表)

※各制度の退職後継続制度の月額保険料です。

共済組合(団体)扱いで継続加入される場合のご退職後の共済あんしん保険の継続可能コースは死亡・高度障害保険金額1,500万円以下のコース(Hコース、Iコース、Jコース、MコースまたはI1コース)となります。

共済あんしん保険 本人・配偶者

本 人									
申込 コース	死亡・高度障害のとき								
	月額給付				性別	月払保険料(円)			
	年金原資 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)		年齢【保険年齢】 (生年月日)			
						61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)
K	5,000	30	15.8	5,700	男性	35,650	52,950	69,400	76,850
					女性	18,850	25,500	33,850	37,750
L	4,500	30	14.2	5,130	男性	32,085	47,655	62,460	69,165
					女性	16,965	22,950	30,465	33,975
C	4,000	25	14.8	4,450	男性	28,520	42,360	55,520	61,480
					女性	15,080	20,400	27,080	30,200
D	3,500	25	12.9	3,893	男性	24,955	37,065	48,580	53,795
					女性	13,195	17,850	23,695	26,425
E	3,000	25	11.1	3,337	男性	21,390	31,770	41,640	46,110
					女性	11,310	15,300	20,310	22,650
F	2,500	20	11.3	2,715	男性	17,825	26,475	34,700	38,425
					女性	9,425	12,750	16,925	18,875
G	2,000	20	9.0	2,172	男性	14,260	21,180	27,760	30,740
					女性	7,540	10,200	13,540	15,100
H	1,500	15	8.8	1,590	男性	10,695	15,885	20,820	23,055
					女性	5,655	7,650	10,155	11,325
I	1,000	10	8.6	1,035	男性	7,130	10,590	13,880	15,370
					女性	3,770	5,100	6,770	7,550
J	500	7	6.0	509	男性	3,565	5,295	6,940	7,685
					女性	1,885	2,550	3,385	3,775
M	100	3	2.7	100	男性	713	1,059	1,388	1,537
					女性	377	510	677	755

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

本 人							
死亡・高度障害のとき							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】 (生年月日)							
73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
85,400	95,350	107,100	120,950	137,350	156,650	178,900	204,100
42,350	47,350	52,850	59,050	66,250	74,950	85,450	98,100
76,860	85,815	96,390	108,855	123,615	140,985	161,010	183,690
38,115	42,615	47,565	53,145	59,625	67,455	76,905	88,290
68,320	76,280	85,680	96,760	109,880	125,320	143,120	163,280
33,880	37,880	42,280	47,240	53,000	59,960	68,360	78,480
59,780	66,745	74,970	84,665	96,145	109,655	125,230	142,870
29,645	33,145	36,995	41,335	46,375	52,465	59,815	68,670
51,240	57,210	64,260	72,570	82,410	93,990	107,340	122,460
25,410	28,410	31,710	35,430	39,750	44,970	51,270	58,860
42,700	47,675	53,550	60,475	68,675	78,325	89,450	102,050
21,175	23,675	26,425	29,525	33,125	37,475	42,725	49,050
34,160	38,140	42,840	48,380	54,940	62,660	71,560	81,640
16,940	18,940	21,140	23,620	26,500	29,980	34,180	39,240
25,620	28,605	32,130	36,285	41,205	46,995	53,670	61,230
12,705	14,205	15,855	17,715	19,875	22,485	25,635	29,430
17,080	19,070	21,420	24,190	27,470	31,330	35,780	40,820
8,470	9,470	10,570	11,810	13,250	14,990	17,090	19,620
8,540	9,535	10,710	12,095	13,735	15,665	17,890	20,410
4,235	4,735	5,285	5,905	6,625	7,495	8,545	9,810
1,708	1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578	4,082
847	947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709	1,962

退職後の取扱いについて

本 人									
申込 コース	死亡・高度障害のとき								
	払込 方法	年金原資 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取 総額 (約 万円)	性別	月払保険料・半年払保険料 (円)		
							年齢【保険年齢】 （生年月日）		
				ボーナス給付額 (約 万円)			61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)
C1	月払	4,000	30	12.6	5,700	男性	28,520	42,360	55,520
						女性	15,080	20,400	27,080
	半年払	1,000	30	19.0		男性	43,640	64,810	84,950
						女性	23,070	31,210	41,430
C2	月払	4,000	30	12.6	5,130	男性	28,520	42,360	55,520
						女性	15,080	20,400	27,080
	半年払	500	30	9.5		男性	21,820	32,405	42,475
						女性	11,535	15,605	20,715
E1	月払	3,000	25	11.1	4,449	男性	21,390	31,770	41,640
						女性	11,310	15,300	20,310
	半年払	1,000	25	22.2		男性	43,640	64,810	84,950
						女性	23,070	31,210	41,430
E2	月払	3,000	25	11.1	3,893	男性	21,390	31,770	41,640
						女性	11,310	15,300	20,310
	半年払	500	25	11.1		男性	21,820	32,405	42,475
						女性	11,535	15,605	20,715
F1	月払	2,500	20	11.3	3,801	男性	17,825	26,475	34,700
						女性	9,425	12,750	16,925
	半年払	1,000	20	27.1		男性	43,640	64,810	84,950
						女性	23,070	31,210	41,430
F2	月払	2,500	20	11.3	3,258	男性	17,825	26,475	34,700
						女性	9,425	12,750	16,925
	半年払	500	20	13.5		男性	21,820	32,405	42,475
						女性	11,535	15,605	20,715
G1	月払	2,000	20	9.0	3,258	男性	14,260	21,180	27,760
						女性	7,540	10,200	13,540
	半年払	1,000	20	27.1		男性	43,640	64,810	84,950
						女性	23,070	31,210	41,430
G2	月払	2,000	20	9.0	2,715	男性	14,260	21,180	27,760
						女性	7,540	10,200	13,540
	半年払	500	20	13.5		男性	21,820	32,405	42,475
						女性	11,535	15,605	20,715
H1	月払	1,500	15	8.8	2,120	男性	10,695	15,885	20,820
						女性	5,655	7,650	10,155
	半年払	500	15	17.6		男性	21,820	32,405	42,475
						女性	11,535	15,605	20,715
I1	月払	1,000	10	8.6	1,552	男性	7,130	10,590	13,880
						女性	3,770	5,100	6,770
	半年払	500	10	25.8		男性	21,820	32,405	42,475
						女性	11,535	15,605	20,715

本 人									
死亡・高度障害のとき									
月払保険料・半年払保険料 (円)									
年齢【保険年齢】 （生年月日）									
72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)	73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)	
61,480	68,320	76,280	85,680	96,760	109,880	125,320	143,120	163,280	
30,200	33,880	37,880	42,280	47,240	53,000	59,960	68,360	78,480	
94,060	104,530	116,710	131,090	148,040	168,120	191,740	218,970	249,820	
46,210	51,840	57,960	64,690	72,280	81,090	91,740	104,590	120,070	
61,480	68,320	76,280	85,680	96,760	109,880	125,320	143,120	163,280	
30,200	33,880	37,880	42,280	47,240	53,000	59,960	68,360	78,480	
47,030	52,265	58,355	65,545	74,020	84,060	95,870	109,485	124,910	
23,105	25,920	28,980	32,345	36,140	40,545	45,870	52,295	60,035	
46,110	51,240	57,210	64,260	72,570	82,410	93,990	107,340	122,460	
22,650	25,410	28,410	31,710	35,430	39,750	44,970	51,270	58,860	
94,060	104,530	116,710	131,090	148,040	168,120	191,740	218,970	249,820	
46,210	51,840	57,960	64,690	72,280	81,090	91,740	104,590	120,070	
46,110	51,240	57,210	64,260	72,570	82,410	93,990	107,340	122,460	
22,650	25,410	28,410	31,710	35,430	39,750	44,970	51,270	58,860	
47,030	52,265	58,355	65,545	74,020	84,060	95,870	109,485	124,910	
23,105	25,920	28,980	32,345	36,140	40,545	45,870	52,295	60,035	
38,425	42,700	47,675	53,550	60,475	68,675	78,325	89,450	102,050	
18,875	21,175	23,675	26,425	29,525	33,125	37,475	42,725	49,050	
94,060	104,530	116,710	131,090	148,040	168,120	191,740	218,970	249,820	
46,210	51,840	57,960	64,690	72,280	81,090	91,740	104,590	120,070	
38,425	42,700	47,675	53,550	60,475	68,675	78,325	89,450	102,050	
18,875	21,175	23,675	26,425	29,525	33,125	37,475	42,725	49,050	
47,030	52,265	58,355	65,545	74,020	84,060	95,870	109,485	124,910	
23,105	25,920	28,980	32,345	36,140	40,545	45,870	52,295	60,035	
30,740	34,160	38,140	42,840	48,380	54,940	62,660	71,560	81,640	
15,100	16,940	18,940	21,140	23,620	26,500	29,980	34,180	39,240	
94,060	104,530	116,710	131,090	148,040	168,120	191,740	218,970	249,820	
46,210	51,840	57,960	64,690	72,280	81,090	91,740	104,590	120,070	
30,740	34,160	38,140	42,840	48,380	54,940	62,660	71,560	81,640	
15,100	16,940	18,940	21,140	23,620	26,500	29,980	34,180	39,240	
47,030	52,265	58,355	65,545	74,020	84,060	95,870	109,485	124,910	
23,105	25,920	28,980	32,345	36,140	40,545	45,870	52,295	60,035	
23,055	25,620	28,605	32,130	36,285	41,205	46,995	53,670	61,230	
11,325	12,705	14,205	15,855	17,715	19,875	22,485	25,635	29,430	
47,030	52,265	58,355	65,545	74,020	84,060	95,870	109,485	124,910	
23,105	25,920	28,980	32,345	36,140	40,545	45,870	52,295	60,035	
15,370	17,080	19,070	21,420	24,190	27,470	31,330	35,780	40,820	
7,550	8,470	9,470	10,570	11,810	13,250	14,990	17,090	19,620	
47,030	52,265	58,355	65,545	74,020	84,060	95,870	109,485	124,910	
23,105	25,920	28,980	32,345	36,140	40,545	45,870	52,295	60,035	

退職後の取扱について

配偶者							
申込 金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払保険料 (円)				
			年齢【保険年齢】 (生年月日)				
			61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)	73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)
2,000	2,000	男性	14,260	21,180	27,760	30,740	34,160
		女性	7,540	10,200	13,540	15,100	16,940
1,500	1,500	男性	10,695	15,885	20,820	23,055	25,620
		女性	5,655	7,650	10,155	11,325	12,705
1,000	1,000	男性	7,130	10,590	13,880	15,370	17,080
		女性	3,770	5,100	6,770	7,550	8,470
800	800	男性	5,704	8,472	11,104	12,296	13,664
		女性	3,016	4,080	5,416	6,040	6,776
600	600	男性	4,278	6,354	8,328	9,222	10,248
		女性	2,262	3,060	4,062	4,530	5,082
400	400	男性	2,852	4,236	5,552	6,148	6,832
		女性	1,508	2,040	2,708	3,020	3,388
100	100	男性	713	1,059	1,388	1,537	1,708
		女性	377	510	677	755	847

※記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

共済あんしん保険 既加入者専用コース 本人

本 人									
申込 コース	死亡・高度障害のとき								
	月額給付				性別	月払保険料 (円)			
	年金原資 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)		年齢【保険年齢】 (生年月日)			
						61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)
B	200	一時金200万円			男性	1,426	2,118	2,776	3,074
					女性	754	1,020	1,354	1,510

配偶者						
月払保険料 (円)						
年齢【保険年齢】 (生年月日)						
74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
38,140	42,840	48,380	54,940	62,660	71,560	81,640
18,940	21,140	23,620	26,500	29,980	34,180	39,240
28,605	32,130	36,285	41,205	46,995	53,670	61,230
14,205	15,855	17,715	19,875	22,485	25,635	29,430
19,070	21,420	24,190	27,470	31,330	35,780	40,820
9,470	10,570	11,810	13,250	14,990	17,090	19,620
15,256	17,136	19,352	21,976	25,064	28,624	32,656
7,576	8,456	9,448	10,600	11,992	13,672	15,696
11,442	12,852	14,514	16,482	18,798	21,468	24,492
5,682	6,342	7,086	7,950	8,994	10,254	11,772
7,628	8,568	9,676	10,988	12,532	14,312	16,328
3,788	4,228	4,724	5,300	5,996	6,836	7,848
1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578	4,082
947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709	1,962

本 人							
死亡・高度障害のとき							
月払保険料 (円)							
年齢【保険年齢】 (生年月日)							
73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
3,416	3,814	4,284	4,838	5,494	6,266	7,156	8,164
1,694	1,894	2,114	2,362	2,650	2,998	3,418	3,924

退職後の取扱について

本 人									
申込 コース	死亡・高度障害のとき								
	払込 方法	年金原資 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取 総額 (約 万円)	性別	月払保険料・半年払保険料 (円)		
				ボーナス給付額 (約 万円)			年齢【保険年齢】 (生年月日)		
							61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)
A1	月払	368	5	6.1	616	男性	2,624	3,897	5,108
						女性	1,387	1,877	2,491
	半年払	243	5	24.5		男性	10,605	15,749	20,643
						女性	5,606	7,584	10,067
X1	月払	580	5	9.7	847	男性	4,135	6,142	8,050
						女性	2,187	2,958	3,927
	半年払	260	5	26.2		男性	11,346	16,851	22,087
						女性	5,998	8,115	10,772

※記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

共済あんしん保険NEXT 本人・配偶者

本 人								
申込 金額 (万円)	死亡・高度障害・ 障害状態(障害年金 1級)のとき 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (年金原資) (万円)	障害年金 1級、2級 のとき 【障害初期 給付金】 (万円)	性別	月払保険料 (円)				
				年齢【保険年齢】 (生年月日)				
				61～64歳 (1961.9.2～ 1965.9.1)	65歳 (1960.9.2～ 1961.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)
4,000	4,000	400.0	男性	31,080	28,640	42,480	55,640	61,600
			女性	16,880	15,200	20,520	27,200	30,320
3,500	3,500	350.0	男性	27,195	25,060	37,170	48,685	53,900
			女性	14,770	13,300	17,955	23,800	26,530
3,000	3,000	300.0	男性	23,310	21,480	31,860	41,730	46,200
			女性	12,660	11,400	15,390	20,400	22,740
2,500	2,500	250.0	男性	19,425	17,900	26,550	34,775	38,500
			女性	10,550	9,500	12,825	17,000	18,950
2,000	2,000	200.0	男性	15,540	14,320	21,240	27,820	30,800
			女性	8,440	7,600	10,260	13,600	15,160
1,500	1,500	150.0	男性	11,655	10,740	15,930	20,865	23,100
			女性	6,330	5,700	7,695	10,200	11,370
1,000	1,000	100.0	男性	7,770	7,160	10,620	13,910	15,400
			女性	4,220	3,800	5,130	6,800	7,580

本 人								
死亡・高度障害のとき								
月払保険料・半年払保険料 (円)								
年齢【保険年齢】 (生年月日)								
72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)	73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
5,656	6,285	7,018	7,883	8,902	10,109	11,529	13,167	15,022
2,778	3,117	3,485	3,890	4,346	4,876	5,516	6,289	7,220
22,857	25,401	28,361	31,855	35,974	40,853	46,593	53,210	60,706
11,229	12,597	14,084	15,720	17,564	19,705	22,293	25,415	29,177
8,915	9,906	11,061	12,424	14,030	15,933	18,171	20,752	23,676
4,379	4,913	5,493	6,131	6,850	7,685	8,694	9,912	11,380
24,456	27,178	30,345	34,083	38,490	43,711	49,852	56,932	64,953
12,015	13,478	15,070	16,819	18,793	21,083	23,852	27,193	31,218

本 人							
月払保険料 (円)							
年齢【保険年齢】 (生年月日)							
73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
68,440	76,400	85,800	96,880	110,000	125,440	143,240	163,400
34,000	38,000	42,400	47,360	53,120	60,080	68,480	78,600
59,885	66,850	75,075	84,770	96,250	109,760	125,335	142,975
29,750	33,250	37,100	41,440	46,480	52,570	59,920	68,775
51,330	57,300	64,350	72,660	82,500	94,080	107,430	122,550
25,500	28,500	31,800	35,520	39,840	45,060	51,360	58,950
42,775	47,750	53,625	60,550	68,750	78,400	89,525	102,125
21,250	23,750	26,500	29,600	33,200	37,550	42,800	49,125
34,220	38,200	42,900	48,440	55,000	62,720	71,620	81,700
17,000	19,000	21,200	23,680	26,560	30,040	34,240	39,300
25,665	28,650	32,175	36,330	41,250	47,040	53,715	61,275
12,750	14,250	15,900	17,760	19,920	22,530	25,680	29,475
17,110	19,100	21,450	24,220	27,500	31,360	35,810	40,850
8,500	9,500	10,600	11,840	13,280	15,020	17,120	19,650

退職後の取扱いについて

本人								
申込 金額 (万円)	死亡・高度障害・ 障害状態(障害年金 1級)のとき 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (年金原資) (万円)	障害年金 1級、2級のとき 【障害初期 給付金】 (万円)	性別	月払保険料 (円)				
				年齢【保険年齢】 (生年月日)				
				61～64歳 (1961.9.2～ 1965.9.1)	65歳 (1960.9.2～ 1961.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)
750	750	75.0	男性	5,828	5,370	7,965	10,433	11,550
			女性	3,165	2,850	3,848	5,100	5,685
500	500	50.0	男性	3,885	3,580	5,310	6,955	7,700
			女性	2,110	1,900	2,565	3,400	3,790
250	250	25.0	男性	1,943	1,790	2,655	3,478	3,850
			女性	1,055	950	1,283	1,700	1,895
100	100	10.0	男性	777	716	1,062	1,391	1,540
			女性	422	380	513	680	758

配偶者							
申込 金額 (万円)	死亡・ 高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払保険料 (円)				
			年齢【保険年齢】 (生年月日)				
			61～65歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	66～70歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)	71歳 (1954.9.2～ 1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～ 1954.9.1)	73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)
1,000	1,000	男性	7,160	10,620	13,910	15,400	17,110
		女性	3,800	5,130	6,800	7,580	8,500
600	600	男性	4,296	6,372	8,346	9,240	10,266
		女性	2,280	3,078	4,080	4,548	5,100
200	200	男性	1,432	2,124	2,782	3,080	3,422
		女性	760	1,026	1,360	1,516	1,700
100	100	男性	716	1,062	1,391	1,540	1,711
		女性	380	513	680	758	850

※記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

本人							
月払保険料 (円)							
年齢【保険年齢】 (生年月日)							
73歳 (1952.9.2～ 1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
12,833	14,325	16,088	18,165	20,625	23,520	26,858	30,638
6,375	7,125	7,950	8,880	9,960	11,265	12,840	14,738
8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905	20,425
4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510	8,560	9,825
4,278	4,775	5,363	6,055	6,875	7,840	8,953	10,213
2,125	2,375	2,650	2,960	3,320	3,755	4,280	4,913
1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581	4,085
850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712	1,965

配偶者						
月払保険料 (円)						
年齢【保険年齢】 (生年月日)						
74歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～ 1947.9.1)	80歳 (1945.9.2～ 1946.9.1)
19,100	21,450	24,220	27,500	31,360	35,810	40,850
9,500	10,600	11,840	13,280	15,020	17,120	19,650
11,460	12,870	14,532	16,500	18,816	21,486	24,510
5,700	6,360	7,104	7,968	9,012	10,272	11,790
3,820	4,290	4,844	5,500	6,272	7,162	8,170
1,900	2,120	2,368	2,656	3,004	3,424	3,930
1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581	4,085
950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712	1,965

本人・配偶者						
コース(支援給付金額)	性別	月払保険料(円)				
		年齢【保険年齢】（生年月日）				
		61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	66～69歳 (1956.9.2～1960.9.1)	70歳 (1955.9.2～1956.9.1)	71歳 (1954.9.2～1955.9.1)	72歳 (1953.9.2～1954.9.1)
5万円コース	男性	2,231	2,583	2,771	2,878	2,998
	女性	1,545	1,946	2,153	2,260	2,371
2.5万円コース	男性	1,149	1,326	1,420	1,473	1,534
	女性	807	1,007	1,111	1,164	1,220

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が3,000名以上4,999名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

退職後継続加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。

年齢【保険年齢】 (生年月日)	10,000円	5,000円	3,000円
61～64歳 (1961.9.2～1965.9.1)	8,650円	4,325円	2,595円
65～69歳 (1956.9.2～1961.9.1)	12,390円	6,195円	3,717円

※記載の保険料は加入者が999名以下の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年齢【保険年齢】 (生年月日)	性別	200万円				300万円			
		主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
		200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円	
61～65歳 (1960.9.2～1965.9.1)	男性	6,514円	2,930円	454円	9,898円	9,771円	4,395円	681円	14,847円
	女性	3,396円	1,910円	322円	5,628円	5,094円	2,865円	483円	8,442円
66～70歳 (1955.9.2～1960.9.1)	男性	9,648円	4,230円	696円	14,574円	14,472円	6,345円	1,044円	21,861円
	女性	4,488円	2,550円	362円	7,400円	6,732円	3,825円	543円	11,100円

※記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※特約は現職中に付加している場合のみ保障されます。

本 人		配偶者
5コース	8コース	6コース
810円	1,450円	740円

※補償内容は本パンフレットのP.59をご覧ください。

※保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

本人・配偶者						
月払保険料(円)						
年齢【保険年齢】（生年月日）						
73歳 (1952.9.2～1953.9.1)	74歳 (1951.9.2～1952.9.1)	75歳 (1950.9.2～1951.9.1)	76歳 (1949.9.2～1950.9.1)	77歳 (1948.9.2～1949.9.1)	78歳 (1947.9.2～1948.9.1)	79歳 (1946.9.2～1947.9.1)
3,124	3,269	3,413	3,558	3,732	3,891	4,080
2,477	2,588	2,704	2,820	2,960	3,085	3,230
1,596	1,669	1,741	1,814	1,901	1,980	2,074
1,273	1,328	1,386	1,444	1,514	1,577	1,649

400万円				500万円			
主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
400万円	200万円	40万円		500万円	250万円	50万円	
13,028円	5,860円	908円	19,796円	16,285円	7,325円	1,135円	24,745円
6,792円	3,820円	644円	11,256円	8,490円	4,775円	805円	14,070円
19,296円	8,460円	1,392円	29,148円	24,120円	10,575円	1,740円	36,435円
8,976円	5,100円	724円	14,800円	11,220円	6,375円	905円	18,500円

SI-S

事故連絡票 (賠償責任保険)

☒ FAX 087-823-0439

☐ 03-3257-3288

受付日:

ご担当者:

TEL:

一般財団法人
香川縣市町村職員互助会

明治安田損害保険㈱
損害サービス部

団体名

香川縣市町村職員共済組合

団体番号

91-90089-6-000000

商品名

LR

退職者

☐

▼当事者をご記入ください

加入者

フリガナ

氏名

性別

年齢

年

月

日

男

女

所属

職種

▼電話・メールそれぞれ優先順位をご記入ください▼

加入者と同じ → 太枠内をご記入ください

加入者からみた続柄

配偶者

子

同居の親族

日中連絡先

()

自宅

()

勤務先

()

被保険者

フリガナ

氏名

性別

年齢

年

月

日

男

女

電話番号

〒 - 都道府県

事故状況等確認のため、お問い合わせが可能なEメールアドレスをご記入ください※携帯アドレス、PCアドレスいずれでも可

メール①

@

メール②

@

労災申請

☐ 有 ☐ 無

他社賠償契約

☐ 無・不明 ☐ 有 →

会社名

保険種類

交通事故の場合

警察届出

☐ 有 ☐ 無

運転

☐ 運転中 ☐ 同乗中

▼24時間表示

事故日

時

分

秒

曜日

事故地

(施設名)

事故状況 (詳しく記入してください)

(何をしている時)

(何が起きて)

(どうなったのか)

目撃者

氏名

続柄

電話番号

()

当事者

フリガナ

氏名

性別

年齢

才

フリガナ

氏名

性別

年齢

才

職業

住所

電話番号

()

被害者

被害品

損害見込

対人

傷病名

治療見込

賠償責任

上記記入欄に記入しきれない場合、損害物の図、現場状況図等ご自由にご記入ください

申込書記入例

加入申込書兼告知書のご記入例

チェック欄
記入例

- 記入例にそって、もれなく①～⑦に従ってご記入・チェック・押印ください。
●お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず訂正印を押印願います。
●ご記入・チェックは、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

①団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

②被保険者氏名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。
●印字されている場合は、被保険者氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないか確認してください。

[illegible]

③お申し込み欄

- 申込欄記入方法①
(本人おすめ部分)
- ・記載の安心プラン、基本プランは、加入内容を参考に設定したおすめであり固有のコース名ではありません。
- ・ご希望のプランをいずれか一つ選択し記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄に印字されたコースを自由選択プランに記入してください。
- ・自由選択プラン：希望するコース等を記入してください。
- ・加入希望なしの際は「加入しない」にチェックしてください。
- 申込欄記入方法②
(上記①以外の本人・配偶者・子ども)
- ・申込書提出の際は、すべての商品について洩れなく(加入希望なしの際は「加入しない」)に記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数に記入・チェックしてください。
- 配偶者・子どもも加入する際は、本人と同様に記入・チェックしてください。

④死亡保險金受取人欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。
- 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

⑤指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)を記入してください。

⑥職業・職務告知欄

- 職業・職務を告知願います。
●本人が「事務」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、記入・チェックしてください。
※本人が「事務」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。

⑦申込日(告知日)

- 必ず記入してください。
- 確認印兼申込印兼告知印**
- 印鑑は、はっきりと押印してください。
- ※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

1

初回登録が完了し、みんなのMYポータルをご利用いただいている方

みんなのMYポータルのご利用にあたり、登録ID、パスワードが必要となります。
※LINE連携にて登録されている場合は両方とも不要です。

Q1 お客さまIDを確認するには？

- A1 みんなのMYポータル「お客さまIDをお忘れの方」からお名前、生年月日、登録メールアドレス、第2パスワードを入力し送信ください。
登録メールアドレスへお客さまIDが送信されますので、ご確認ください。

Q2 パスワードのみ忘れてしまった場合は？（お客さまID、登録メールアドレス、第2パスワードは判明）

- A2 みんなのMYポータル「パスワードをお忘れの方」から、お客さまID、お名前、生年月日、登録メールアドレス、第2パスワードを入力し送信ください。
登録メールへ仮パスワードが送信されますので、パスワードを再設定ください。

Q3 第2パスワードのみ忘れてしまった場合は？（お客さまID、パスワードは判明）

- A3 みんなのMYポータルサポートセンターへ、第2パスワードの初期化をお申し出ください。（その際にお客さまのIDなど確認させていただきますのでご用意ください）
初期化後1時間以内にみんなのMYポータルにログインし、第2パスワードの再設定をお願いいたします。

Q4 パスワード・第2パスワードの両方を忘れてしまった場合は？

- A4 みんなのMYポータルサポートセンターへご連絡ください。（その際にお客さまのIDなど確認させていただきますのでご用意ください）
IDハガキシーラー再発行をさせていただきます。（到着までに2週間程かかるのでご了承ください）

Q5 パスワードを連続で間違えてロックがかかった場合は？

- A5 みんなのMYポータルサポートセンターへご連絡ください。ロックを解除いたします。（その際にお客さまのIDなど確認させていただきますのでご用意ください）

新規登録・
操作方法に
関するご照会

今後配布予定の「みんなのMYポータル」ご案内チラシに記載しております。
〈みんなのMYポータルサポートセンター〉までお問い合わせください。

2

初回登録が未了でこれからみんなのMYポータルをご利用される方

初回登録にはIDハガキシーラーが必要となります。
未登録者の方については今後配布予定のIDハガキシーラーをご確認ください。

Q1 登録方法はどうしたらよいですか？

- A1 アプリストアより「みんなのMYポータル」を検索し、配付元が「明治安田生命保険相互会社」であることを確認しインストールしてください



もしくは下記二次元コードを読み込むか、URLよりアクセスして初回登録をお願いします。

▼二次元コードはこちらから



二次元コードを読み取り
ログイン画面へ

▼PCからアクセスする場合ははこちらから

<https://be7.meijiyasuda.co.jp/>

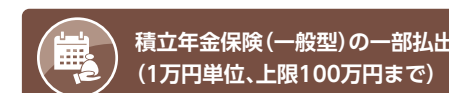
URLを入力してログイン画面へ

Q2 登録のためのIDハガキシーラーが見あたらない場合、どうすれば確認できますか？

- A2 一般財団法人香川県市町村職員互助会（087-851-0815）までお問い合わせください。

Q3 登録するとどんなことができますか？

- A3 ご契約内容のご確認、各種お手続きができるようになります。



Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

[共済あんしん保険・共済あんしん保険NEXT・リビングリスク保障プラン・医療保障保険・メディカルケアNEXT・就業不能サポート・三大成人病サポート・短期休職サポート・長期休職サポート]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【退職後継続プラン(新型)】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

一般財団法人 香川県市町村職員互助会

087-851-0815

〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番4号(マリンパレスさぬき内)

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

MY-A-25-団-007331 MY-A-25-団-007332 MY-A-25-医-007333 MY-A-25-団医-007334 MY-A-25-D I -007335 MY-A-25-特疾-007336
MY-A-25-定期-007337 MYG-A-25-ア-465 MYG-A-25-S-466 MYG-A-25-L-467